

平成17年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成17年6月14日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度本巢市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第6 報告第3号 平成16年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第4号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第5号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第6号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第7号 平成16年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第11 報告第8号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第12 報告第9号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について
- 日程第13 報告第10号 財団法人NPE桜交流ランドの経営状況を説明する書類について
- 日程第14 報告第11号 財団法人NPEふるさと財団の経営状況を説明する書類について
- 日程第15 報告第12号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について
- 日程第16 議案第36号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第37号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第38号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第39号 本巢市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第40号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第21 議案第41号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第42号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第43号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（48名）

1番 安藤重夫

2番 翠幸雄

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番 | 安藤次郎 | 5番 | 国井博 |
| 6番 | 道下和茂 | 7番 | 吉田建夫 |
| 8番 | 日浦興和 | 9番 | 浅野英彦 |
| 10番 | 杉山一郎 | 11番 | 長谷川勝彦 |
| 12番 | 中村重光 | 13番 | 藤沢敏夫 |
| 14番 | 村瀬明義 | 15番 | 高木俊一 |
| 16番 | 若原敏郎 | 17番 | 瀬川治男 |
| 18番 | 堀守 | 19番 | 吉村優 |
| 20番 | 宮脇孝男 | 21番 | 小澤菊治郎 |
| 22番 | 川口金二郎 | 23番 | 後藤寿太郎 |
| 24番 | 小川幸雄 | 25番 | 園部隆雄 |
| 26番 | 山田澄男 | 27番 | 上谷政明 |
| 28番 | 大熊和久子 | 29番 | 竹中光夫 |
| 30番 | 大西徳三郎 | 31番 | 戸部弘 |
| 32番 | 林和治 | 33番 | 春日井万里 |
| 34番 | 宮川久夫 | 35番 | 高橋秀和 |
| 36番 | 高橋一 | 37番 | 出村宏行 |
| 38番 | 高橋義和 | 39番 | 高田弥 |
| 40番 | 遠山利美 | 41番 | 杉山潔 |
| 44番 | 稲葉信春 | 45番 | 瀬古孝雄 |
| 46番 | 鷓飼静雄 | 47番 | 川村高司 |
| 48番 | 三島智恵子 | 49番 | 臼井茂臣 |
| 50番 | 中野治郎 | 51番 | 白木健 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------|------|---------------|-------|
| 市長 | 内藤正行 | 助役 | 高木巧 |
| 収入役 | 守屋太郎 | 教育長 | 高橋茂徳 |
| 参与 | 溝口義弘 | 総務部長 | 土川隆 |
| 企画部長 | 高橋武夫 | 市民環境部長 | 島田克広 |
| 健康福祉部長 | 宇野利数 | 産業建設部長 | 服部次男 |
| 上下水道部長 | 林賢一 | 教育委員会 事務局長 | 堀部秀夫 |
| 林政部長 | 藤原俊一 | 代表監査委員 | 三田村晃司 |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 坪内 博

議会書記 今村光男

議会書記 杉山昭彦

開会の宣告

議長（白木 健君）

ただいまから平成17年第2回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は48名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号18番 堀 守君と19番 吉村 優君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（白木 健君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの11日間とし、6月15日から6月21日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月24日までの11日間とし、6月15日から6月21日までを休会とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

議長（白木 健君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をいたします。

第1回議会定例会にて採決されました国への意見書、障害者自立支援給付法案の改正を求める意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に4月4日付で送付をいたしました。

4月27日、第88回東海市議会議長会定例会の総会が名古屋市西区、ウエスティンナゴヤキャッスルで開催され、戸部副議長とともに出席をいたしました。長年在職議員の表彰、平成16年度議長会決算認定、平成17年度議長会予算について承認されました。次期開催地は、第58回定例会の総会でございますが、静岡県静岡市に決定をしております。

5月20日、中濃6市議会議長会定例会総会が美濃市、ホテルマリーバル石金で開催され、戸部副議長とともに出席をいたしました。平成16年度中濃6市議長会決算認定、平成17年度より4市が加わ

りまして、10市の議長会予算ほか3議案が承認されました。新しく10市の議長会に新規加入いたしました市は、私の方の本巢市ほか山県市、瑞穂市、郡上市の4市でございます。なお、以前からありました6市議長会は、多分皆様方御承知のとおりと思いますが、念のために申し上げておきます。羽島市、美濃加茂市、関市、美濃市、各務原市、可児市、この6市議長会に新しく4市の議長会が加入して、10市の議長会ということになったわけでございます。

5月23日でございますが、本巢消防事務組合議会の臨時会が、本巢消防事務組合本部で、会期1日間で開かれましたので報告をいたします。専決処分の承認を求めるについては、岐阜県町村職員退職手当組合理約の一部改正をする規約であり、市町村合併により脱退する市町村、一部事務組合及び広域連合を組合市町村から削り、また新たに市町を加えること等による改正であり、原案どおり承認されました。本巢消防事務組合公告式条例の一部改正及び火災予防条例の一部改正する条例も原案どおり承認されました。救急自動車の売買契約の締結につきましては、根尾分署に配置されておりました救急車の更新をいたしました。原案どおり承認をされました。なお、旧の消防車につきましては、先日、新聞でも報道されましたとおり、海を渡ってスリランカ国へ寄贈することになりました。

5月25日、第81回全国市議会議長会定例総会が東京渋谷公会堂で開催されました。神奈川県藤沢市、国松誠議長が会長に選任され、表彰式が行われました。引き続き、平成16年度全国市議会議長会決算及び平成17年度全国市議会議長会会計予算についても、原案どおり承認をされました。

5月26日、第89回全国市議会議長会共済会の代議員会が東京全国都市会館で開催されまして、出席をさせていただきました。内容でございますが、役員を選任、事務の報告、続いて平成16年度会計決算の認定について、原案どおり承認をされました。

なお、総会等の資料をごらんになりたいお方は、議会事務局長の方までお申し出をいただきたいと思います。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、特別委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、議会だより編集特別委員会委員長の三島智恵子君より報告をお願いいたします。

48番（三島智恵子君）

議会だより編集委員会より御報告をいたします。

3月29日、定例会終了後、第1回の編集委員会を開催いたしました。内容は、議会だより6号の掲載内容の決定でございます。その後、各委員の方に一般質問、あるいはその他記事の担当する分を割り振りいたしました。4月7日、15日、20日のあと3回にわたって6号の内容について検討し、発行をいたしました。

既に皆さんのお手元に渡っていると思いますが、中身としては、表紙の写真は糸貫地域に伝わっております米かし祭りでございます。2ページは主な議案と意見書について、3ページから15ページまでは、25名の方が行っていただきました一般質問について掲載をいたしました。16から19ページは、常任委員会の活動について載せさせていただきました。20から22ページは、3月定例会の主

な議案の中身を御紹介いたしました。最終のページ、今回は本巣地域の本巣小規模授産所「ほたる」の中身について掲載をさせていただきました。6月議会が終了次第、7号を発行したいと考えておりますので、また皆様から一般質問の記事を寄せていただきますように、ここで改めてお願いをして、報告にかえます。以上です。

議長（白木 健君）

次に、地域交通検討特別委員会委員長の春日井万里君より報告をお願いいたします。

33番（春日井万里君）

それでは、地域交通検討特別委員会から御報告を申し上げます。

4月27日午前9時より、本庁舎第1委員会室において開催をいたしました。

委員会には、委員9名と説明のための内藤市長、高木助役、高橋企画部長ほか関係職員の出席を求め、本巣市コミュニティーバス実証実験調査報告書により、高橋部長から概要説明を聞き、担当係長からの内容についての詳細な説明を受けました。引き続き、「もとバス」の半年間の利用状況報告がなされ、延べ利用人員は4,687名でございますと報告され、市民の利用状況が伸び悩んでいるため、各委員からいろいろな御意見やら御提案がなされました。その結果、市民会議を5月末日までに立ち上げることに決まり、第1回もとバス利用市民会議が、5月31日午後1時30分から市役所第1会議室で開催されましたことをお聞きしております。

以上、地域交通検討委員会からの報告といたします。

議長（白木 健君）

次に、西部連絡道路建設特別委員会委員長の出村宏行君より報告をお願いいたします。

37番（出村宏行君）

西部連絡道路建設特別委員会の委員長報告を申し上げます。

議長のお許しを得て、西部連絡道路の関係を報告いたします。

去る5月18日午前10時55分から、本庁舎第1委員会室にて特別委員会を開催いたしました。委員会では、委員全員と、説明のための内藤市長、高木助役、守屋収入役、溝口参与、服部産業建設部長ほか関係職員の出席を求め、西部連絡道路の概要説明を受けました。

西部連絡道路は、小柿地内の瑞穂市境を起点としまして、山口地内を終点とする幅員9.25メートル、2車線、片側歩道で、延長9.7キロメートル、そのうち改良延長6.1キロメートルで、残りは整備済みなので現道を利用、または手直し、平成16年度から平成19年度までの4年間で施行するものです。総事業費28億6,000万円、16年度の事業費は5億1,800万円で、延長約3,000メートルでございますが、用地及び補償と測量及び試験費、調査設計、用地測量、ボーリング調査等に支出されました。17年度の事業費は8億1,500万円で、工事施行予定小柿地内約1,000メートルと、国道303号から北へ900メートル、用地及び補償費、延長約2,600メートルでございますが、測量及び試験費、調査設計、実施設計、用地測量等でございます。18年度以降の事業費は15億2,700万円で、本工事施工延長約4,200メートル、用地及び補償、この間約500メートルでございますが、測量及び試験費計画となっております。

委員会では、工事施行に当たり、道路ののり面が計画では土羽施工となっているが、農地維持管理が難しくなるので、将来的に考えれば、L字擁壁への変更と、国道303号付近の工事は交差点改良を含めた計画にするよう強く要望いたしました。特に、この17年度、18年度で303関係につきまして一部交差点改良にふぐあいな点が出ておりましたので、これまでに申しあげました国道303線付近の交差点改良を含めた点を強く要望をしまいいておりました。

以上、西部連絡道路建設特別委員会からの報告といたします。

議長（白木 健君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長（内藤正行君）

それでは行政報告をさせていただきます。

初めに、イベント関係につきまして御報告いたします。

先般、5月19、20日の両日にわたりまして、可児市の花フェスタ記念公園におきまして開催されました花フェスタ2005ぎふ・本巣市の日におきましては、議会議員の皆様を初め市民の方々の御協力をいただきまして盛大に開催できましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げる次第でございます。2日間の入場者は3万1,256人ということで、大変多くの方に本巣市をPRできたものと存じます。

また6月4日には、「源氏ほたる祭り」と「げんげ祭り」を統合しました「花とほたる祭り」に一新しまして開催できましたわけでございますが、これも新市といたしましては大きな進歩でございます。従来の二つのイベントの関係者や市民の皆様の御理解と御協力のたまものと、深く感謝を申し上げる次第であります。今回は第1回の開催でありまして、検討課題もたくさんございます。今後は各小・中学校や各種団体の方々の御協力をいただきまして、市のメインとなるイベントにしていきたいと、このように考えているところでございます。

さらに、その他の本市のイベントにつきましても、議会議員各位や市民の方々の御理解と御協力をいただきまして、統合できるものは統合し、新たなイベントとして開催していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、「もとバス」についてでございます。

先ほど、春日井特別委員長さんからも御報告がございましたところでございますが、もとバスは昨年10月に運行し、8ヵ月が経過いたしました。4月末までの利用状況を見ますと5,393人の利用でございまして、1日平均利用者は約26人という状況でございます。16年度に国土交通省補助金のバス利用促進等総合対策事業の採択を受けまして、もとバス実証実験調査を実施してまいりました。この結果につきましては、先ほどの4月27日の特別委員会で報告させていただきましたが、乗降客調査や市民意識調査等によります実証実験結果及び市民の方からの御意見を聞きますために、もとバス利用市民会議も立ち上げておりまして、こうした会議での提言も踏まえまして、より市民の方に利用していただけるよう改善をしていきたいと、さらに今後実証実験も継続してまいりたいと考えているところでございます。

次に、都築紡績跡地購入に伴います建物撤去解体について御報告をさせていただきます。

今年度に、都築紡績跡地のうち2万坪の購入を計画しておりますが、この土地に建っております建物の解体撤去工事につきましては、業者からの見積もりを比較検討した結果、著しく有利な価格で契約ができるというふうに判断されました。したがって、5月9日に随意契約により契約を締結しまして、8月末の完了を予定しているところでございます。

また土地につきましては、当初、合併市町村支援交付金を財源として一般会計予算により取得することとしておりましたが、さきのこの場の全員協議会におきましても御報告し、御議論していただきましたところでございますけれども、支援交付金の使途につきまして最終的に県と調整しました結果、支援交付金を防災行政無線整備事業に充てることといたしました。したがって、当該土地につきましては、市土地開発公社に依頼をいたしまして購入していただきたいと、このように考えているところでございます。

次に、市の地域情報化について御報告をいたします。

地域情報化につきましては、新市建設計画の最重要プロジェクトでありまして、平成15年度に本巢市地域情報通信基盤整備計画を策定いたしました。情報通信分野の技術革新は日進月歩でありまして、効率的かつ効果的に事業計画を推進しますために、昨年度に専門家により本巢市地域情報化計画検討委員会を設置いたしまして、検討を重ねていただきました。その結果、5月末に検討委員会から、検討結果の報告をいただいております。その内容につきまして申し上げますと、3点がポイントとなっております。一つは、公共施設間を超高速で大容量通信を可能とする光ファイバーで結び、だれもが容易に情報を得られる基幹ネットワークの整備が必要であるということ。二つ目に、北部山間地など地理的要因による情報格差を是正するため、ネットワークの整備が必要であること。三つ目、いつでもどこでも情報を得ることのできるユビキタスネットワークの構築は、国・県の情報化施策の動向や民間の情報通信技術の進展状況を見据えて、導入時期等について見直しを図る必要があること等でございます。今後、検討委員会の検討結果を踏まえまして、市としての最終判断をした時点で、改めまして御説明を申し上げてまいりたいと、このように考えております。

次に、ストックヤードの整備状況について御報告いたします。

平成16年度に、真正地域、根尾地域のストックヤード施設を整備しまして、6月から粗大ごみとか有害ごみの受け入れを開始いたしました。これまで市広報や自治会長会等によりまして申込方法等を説明してまいりましたが、今後も自治会等を通じまして周知を図ってまいります。残る本巢市域につきましては、第1次破碎施設を同じ敷地内に設置するための地元自治会との覚書を締結しました後に整備に着手する予定でございます。また、糸貫地域におきましては、都築紡績跡地の工場建物の一部を活用してまいりたいと、このように考えております。

なお、本巢市域におきます覚書につきましては、今議会中に議員の皆様方にもお諮りして締結してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、農業委員会委員の選挙について御報告をいたします。

農業委員会につきましては、合併協議会の事務事業の調整におきまして、現農業委員の任期満了日まで新市の農業委員会として存続し、その後一つに統合するとされてまいりました。現在、旧町村の区域において農業委員会が設置されておりますが、委員の任期が統一されておりませず、選挙の取り扱いに不合理が生じることなどから、各農業委員会の御意見、御理解をいただき、農業委員会委員の統一選挙前の4月1日に本巣・真正及び根尾農業委員会を廃止し、その廃止した農業委員会の区域を糸貫農業委員会に含めまして、糸貫農業委員会の名称を本巣市農業委員会と変更することとしているところでございます。したがって、農業委員会委員の選挙につきましては任期満了によりまず一般選挙となりまして、選挙日程につきましては、6月2日の本巣市選挙管理委員会におきまして、7月3日に告示し、農業委員会委員の統一選挙日の7月10日に選挙を実施することが決定されましたので、あわせて御報告をいたします。

なお、同日の選挙管理委員会におきましては、本巣市議会議員選挙日程は9月18日に告示し、9月25日を投開票日とすることが決定されておりますので、申し添えさせていただきます。

次に、真正地域のふれあい祭の日程につきまして変更させていただきましたので、御報告いたします。

当初、11月12日、13日で計画しておりましたが、菊の花の開花時期に合わないということや、柿の収穫時期等の関係などから、この時期は好ましくないという意見がございましたので、関係者と協議をいたしまして、10月29日、30日に変更させていただきましたところでございます。よろしくお願いたします。

ガードレールの金属片につきまして、御報告をいたします。

ガードレールの金属片につきましては、埼玉県で中学生がこの金属片でけがをしたとのマスコミ報道から、全国の都道府県で調査し、見つかっております。本市内におきましても、調査した結果、現在のところでございますが、国道・県道で19カ所、市道で9カ所発見されております。これら発見されました金属片につきましては、すべて撤去をいたしているところでございます。

以上で行政報告を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号及び日程第5 報告第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

これより日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市税条例の一部を改正する条例）と日程第5、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度本巣市一般会計補正予算（第5号））を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（内藤正行君）

報告第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきましたので、これを御報告し、議会の御承認を求めるものでございます。

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることにつきまして、内容は、平成16年度一般会計補正予算（第 5 号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40万円を増額するものであります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により平成17年 3 月31日付で専決処分をさせていただきました。同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求め次第でございます。

詳細につきましては、担当部長より御説明をさせます。よろしくお願いいたします。

議長（白木 健君）

報告第 1 号と報告第 2 号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長（土川 隆君）

では、報告第 1 号、報告第 2 号の補足説明をさせていただきます。

まず第 1 号であります。お手元にお配りしてあります、別冊になっておりますが、本巢市議会定例会議案説明資料、本巢市条例改正の概要の中の 3 枚目、右肩に 1 とページ番号が打ってありますが、それをごらんいただきたいと思います。これに基づきまして御説明をさせていただきます。

今回の専決させていただきました条例の内容につきまして、主に 3 点改正するものであります。1 点目といたしまして、第54条関係、固定資産税の納税義務者等の規定であります。不動産登記法が改正され、「土地登記簿」及び「建物登記簿」、この名称を「登記簿」として総称するものであります。2 点目で、第72条関係であります。申請または申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収の規定であります。これにつきましても不動産登記法の改正に伴い根拠条文が移動したものであります。明治32年に制定された不動産登記法が平成16年に改正されたということで、条文が移動したものであるということでもあります。

3 点目の附則第20条関係であります。特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定であります。特定中小会社が発行した特定株式を、平成12年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日までの間に、所有期間が 3 年を超える特定株式を譲渡した場合には、一定の要件でその譲渡所得の金額はその 2 分の 1 にするという特例期間を 2 年間延長し、平成19年 3 月31日までとするというものであります。以上でございます。

続きまして、報告第 2 号でございます。

一般会計の補正予算書（第 5 号）ということで、ごらんいただきたいと思います。

まず 4 ページをごらんいただきたいと思います。

第 2 表、地方債の補正ということで、起債の目的は辺地債でありまして、補正前が 410 万円の限度額を設定しておりました。補正後につきまして、限度額を 450 万円、40 万円増額するものであります。この辺地債につきましては、小型動力ポンプ積載車購入に係る辺地債の許可額が、先ほど言いましたように 410 万円から 450 万円に変更になったということでもあります。

これに伴いまして、7ページをごらんいただきたいと思います。歳入で市債、辺地債ということで、40万円増額をさせていただいたということでもあります。

また次の8ページですが、歳出におきまして、消防施設費で一般財源で40万円の減額、地方債で40万円ということで、財源の変更をさせていただきまして、予備費で40万円の増額をさせていただいたというものであります。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（白木 健君）

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

これから報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

報告第1号を原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）については承認することに決定いたしました。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度本巢市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号につきましては、委員会付託を省

略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度本巢市一般会計補正予算（第5号））は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度本巢市一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

報告第2号を原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度本巢市一般会計補正予算（第5号））は承認することに決定いたしました。

日程第6 報告第3号から日程第15 報告第12号まで（上程・説明）

議長（白木 健君）

日程第6、報告第3号 平成16年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第15、報告第12号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類についてを一括議題といたします。

市長の説明を求めます。

市長（内藤正行君）

報告第3号 平成16年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてでございます。

地方自治法第213条の規定によりまして、林道整備事業予算並びに林業災害復旧事業予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

報告第4号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、地方自治法第213条の規定により、簡易水道に係る配水管布設がえ事業予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

報告第5号につきましてでございますが、これは平成16年度本巢市農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。先ほど資料の差しかえをさせていただきまして、これにつきまして御説明をさせていただきましてから提案をいたしたいと思います。上下水道部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（白木 健君）

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

大変申しわけございません。今、市長から報告がありましたように、報告第5号の9ページの繰越明許費繰越計算書を差しかえさせていただきました。差しかえたことにつきましては、分担金の財源内訳でございますが、これにつきまして既収入分があったということで、財源内訳を分けさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（白木 健君）

どうぞ、内藤市長。

市長（内藤正行君）

それでは、報告第5号につきまして御説明をいたします。地方自治法第213条の規定によりまして、農業集落排水水環境循環統合補助事業予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

報告第6号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。地方自治法第213条の規定により、本巢処理区及び根尾処理区における特定環境保全公共下水道事業予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

報告第7号 平成16年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてでございます。地方公営企業法第26条第2項の規定により、農業集落排水事業に伴う配水管布設がえ工事予算を翌年度に繰り越して使用する事故繰越しにつきまして、同法第3条の規定により報告させていただくものでございます。

報告第8号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてでございます。

報告第9号は財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類についてでございます。

報告第10号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類についてでございます。

報告第11号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類についてでございます。

報告第12号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類についての報告でございます。この5件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定によるものであり、一括して報告をさせていただきます。

報告5件は、各事業者の経営状況を説明する書類として、平成16年度事業報告及び決算並びに平成17年度事業計画及び予算につきまして提出し、報告をさせていただくものでございます。

報告第3号から第12号に係る詳細につきましては、各担当部長より御説明を申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

議長（白木 健君）

報告第3号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長（土川 隆君）

では、報告第3号について補足説明をさせていただきます。

平成16年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書、この件につきましては、去る3月の補正予算第4号におきまして、第2表の繰越明許費ということで御承認をいただいております。これにつきまして翌年度へ繰り越したということで、計算書を報告するということでありませぬ。

まず事業でございますが、二つございまして、6の農林水産業費、2の林業費、林道整備事業ということであります。公共林道開設事業ということで、大井・能郷線と猪谷線、この2路線の分であります。金額につきましては8,875万円、翌年度繰越額8,875万円でありまして、未収入特定財源の内訳はごらんのような金額でございます。

次の2点目でございますが、11の災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、林業災害復旧事業でございます。これにつきましては道谷線、折越線、伊自良・根尾線と3路線でございます。金額につきましては1,280万円、翌年度繰越額1,280万円でございます。財源内訳といたしまして、未収入特定財源ということで、ごらんのような金額を計上しております。以上でございます。

議長（白木 健君）

報告第3号 平成16年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書については、以上をもって報告を終わります。

報告第4号から報告第7号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、報告第4号から第7号までの補足説明をさせていただきます。

初めに、報告第4号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の7ページをごらんください。翌年度繰越額891万5,000円は、公共下水道に絡みます排水管の移設工事の工事費分でございます。左の財源内訳の未収入特定財源の諸収入でございますが、これにつきましては下水道会計からの移転補償費でございます。

続きまして、第5号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の9ページをごらんください。翌年度繰越額11億2,785万2,000円につきましては、真正地区の管路及び処理場の工事費9億6,205万円、設計委託料1,259万円、水道管移転補償費1億5,204万4,000円及び消耗品費116万円などの費用でございます。既収入額の4,293万円は分担金の一部でございます。

報告第6号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の11ページをごらんください。本巢処理区の翌年度繰越額9,060万円は、工事請負費7,566万円、設計委託料1,124万6,000円、水道移設補償費369万4,000円でございます。根尾処理区の翌年度繰越額7,811万2,000円は、工事請負費7,127万5,000円、設計委託料676万円、役務費、これは通信一般費でございますが7万7,000円でございます。

報告第7号 平成16年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書の13ページをごらんください。水道事業費の翌年度繰越額1億5,204万4,000円は、真正地区農業集落排水事業の繰り越しに伴うもので、水道管布設がえ工事1億4,746万4,000円と設計委託料458万円でございます。財源につきましては、農業集落排水事業会計からの受託工事収益でございます。資本的支出の翌年度繰

越額 1 億 5,225 万 1,000 円は真正地区農業集落排水事業に伴い拡張するもので、工事請負費 1 億 4,546 万 4,000 円と設計委託料 692 万 9,000 円でございます。財源については、さきのとおりになってございますのでよろしくお願いいたします。

議長（白木 健君）

説明してもらっただけで、皆さん、数字的には頭に入らんとしますので、明細を出すように今言っておきましたので、御了解をいただきたいと思います。

報告第 4 号 平成 16 年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第 5 号 平成 16 年度本巢市農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第 6 号 平成 16 年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第 7 号 平成 16 年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書については、以上をもって報告を終わります。

報告第 8 号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、報告第 8 号 本巢市土地開発公社の経営状況の補足説明をさせていただきます。

本巢市土地開発公社の経営状況を説明いたします書類といたしまして、本日提出させていただきました平成 16 年度の事業報告書と決算報告書、さらに平成 17 年度の事業計画及び予算につきまして、それぞれ公社の議会におきまして議決をいただいております。

内容につきまして、簡単に説明させていただきますが、まず平成 16 年度の事業報告の説明をさせていただきます。

1 ページをお開き願いたいと思います。総括事項といたしまして、平成 13 年度に先行取得いたしました旧本巢地域の公共下水道の終末処理場用地の一部 4,916 平米を本巢市へ売却いたしました。また、公社が保有しております屋井の工業団地用地の除草管理等も行っております。理事会の議決事項等につきましては、15 年度決算の認定、それから 17 年度事業計画及び予算について議決をいただいております。以下につきましては、理事、監事さんの名簿が記載されておりますので、ごらんいただければと思います。それから次に、行政官庁への許認可事項といたしましては、本巢市へ平成 17 年度本巢市土地開発公社事業計画及び事業会計予算について申請を行い、承認を受けております。また、理事の変更に伴います変更登記等も実施してきました。

次、2 ページをごらんいただきたいと思いますが、業務でございますが、土地の処分状況といたしましては、公共下水道の終末処理場用地 4,916 平米を本巢市に売却し、また土地の造成事業の状況といたしましては、屋井の工業団地用地の除草管理を行ってまいりました。

次に 3 ページの会計でございますが、長期の借入金といたしまして、西濃信用金庫から公共下水道の終末処理場用地に対します借入残高が 1 億 3,347 万 4,477 円にあります。また、下の表につきましては、年度末におきます公社の保有土地の明細になっておりますので、目を通していただきたいと思います。

4 ページからは決算報告書となっております。

まず収益的収入及び支出でございますが、収入の事業収益につきましては、公共下水道終末処理

場用地で、平成14年度から平成17年度までの4ヵ年計画で市へ分割売却するという計画でございまして、平成16年度におきましては第3回目の売り払いでございまして、市からの売払収入として1億3,347万4,481円、面積としましては4,916平米分の収入がございました。

次に、事業外収益でございまして、これにつきましては、定期と普通預金の利息として1,732円ということでございます。

その下の事業原価につきましては、先ほど事業収益と同金額を事業原価として計上しております。また、販売費及び一般管理費の7万4,360円、これにつきましては、理事・監事の報酬と、公社の角印をつくったものの経費でございます。

次に5ページの、資本的収入及び支出につきまして説明をさせていただきますが、資本的収入の固定資産の売却代金につきましては、資産の売却は行っておりませんので、決算額はゼロでございます。下の表の資本的支出の土地造成事業費につきましては、先ほどから出てきますが、屋井の工業団地用地の除草管理費でございます。長期借入金の償還金につきましては、公共下水道の終末処理場用地の売却金額と同額を資金借入先であります西濃信用金庫への償還に充てております。

次に、6ページの損益計算書の説明をいたしますと、1の事業収益、2の事業原価につきましては、市への売り払いによる土地代金の収益でございます。3の販売費及び一般管理費としましては、理事・監事の報酬で7万1,000円。それから、公社の角印代として3,360円を事業損失計上いたしております。事業外収益の1,732円を差し引きまして、経常損失といたしましては7万2,628円となっております。その経常損失が当期損失の7万2,628円であります。

次に、7ページの貸借対照表の内容の説明でございますが、まず資産といたしましては、現金預金といたしまして128万3,168円と、それから公有用地の1億6,364万2,352円、それから未成土地の5,385万1,678円と公社の資本金500万円を合わせまして、資産の合計といたしましては2億2,377万7,198円となっております。公有用地といたしましては、下水道の用地と真桑小学校用地でございまして、未成土地につきましては、屋井の工業団地造成事業用地でございます。

次に、負債につきましては、これは西濃信用金庫からの長期借入金として1億3,347万4,477円が負債となっております。資本の部としましては、基本金で500万円と、それから前期繰越準備金で8,537万5,349円と、当期の純損失として7万2,628円、これを差し引きまして、資本の合計としましては9,030万2,721円となるものでございます。負債・資本の合計といたしましては、その資料に書いてございますように、2億2,377万7,198円となるものでございます。

次に、8ページの財産目録につきましては、前にも説明した内容と同じでございますので、これにつきましては省略させていただきます。

以降、決算の附属書類がつけてございますが、それぞれの内容につきましては、前に説明させていただきました内容と同様でございますので、これにつきましても省略をさせていただきますので、目を通していただきたいと思います。

次に、平成17年度の本巢市土地開発公社事業計画及び予算につきまして説明をさせていただきます。

1 ページを見ていただきたいと思います。まず、事業計画といたしましては、公有用地の売却事業としまして、下水道の終末処理場用地の一部 4,948平米を 1 億 3,347万 5,000円、それから真桑の小学校用地 1,000平米を 3,016万 8,000円を計上しまして、本巢市に売却いたします。下水道の終末処理場用地につきましては、本年度が最終の売却となるものでございます。また、屋井の工業団地用地の除草管理経費といたしまして、14万円を計上しております。

次、2 ページをお願いしたいと思います。予算であります。収益的収入では、本巢市への用地の売却収益として 1 億 6,364万 3,000円と預金利息等でございます。また、収益的支出と公有地取得事業原価としましても同じ金額で 1 億 6,364万 3,000円と、それから理事・監事の報酬、また登記料とか弁護士相談料などとして 76万 5,000円を計上しております。

次、3 ページでございますが、資本的支出では、屋井の工業団地用地の除草管理費として 14万 5,000円と、それから借入金の償還金といたしまして 1 億 3,347万 5,000円と、それから予備費 50万円を計上してございます。

以下 4 ページからにつきましては、前の説明と同じでございますので省略をさせていただきます。

以上で、本巢市の土地開発公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

議長（白木 健君）

報告第 8 号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上をもって報告を終わります。

1 時間ちょっとたちましたので、暫時休憩をさせていただきます。10時50分から再開をいたします。

午前10時37分 休憩

午前10時51分 再開

議長（白木 健君）

それでは再開をいたします。

報告第 9 号から報告第 12 号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長（服部次男君）

最初にお断りをいたしますが、財団法人 N E O 桜交流ランドの資料の 9 ページと 44 ページの差しかえを先ほどさせていただきましたので、よろしくお断りをいたします。なお、9 ページの差しかえの内容は、温泉館、ホテル館の支出額の間違いでございまして、訂正をさせていただきましたのでよろしくお断りをいたします。それから 44 ページにつきましては、様式を統一するために差しかえをさせていただきます。よろしくお断りをいたします。

それでは、報告第 9 号 財団法人織部の里もとの経営状況を説明する書類について補足説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、1 ページから 2 ページをごらんいただきたいと思ひます。1 の法

人の概要として、設立年月日、寄附行為に定める目的、事業内容、所管官庁に関する事項、役員等に関する事項、職員に関する事項を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

3ページから4ページをごらんいただきたいと思います。事業の状況といたしましては、農薬の安全使用を重点に、野菜栽培講習会が4回開催されており、またイベントの開催については、10月3日に「織部の里もとす秋の収穫祭」を開催し、多数の来場者を迎え、好評を得たところでございます。

5ページ以降に入らせていただきます。2として、役員会等に関する事項について記載をしており、理事会が5回、評議委員会が3回、理事・監事・評議員合同協議会が1回開催されておりました、その議事につきましては記載のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。3の収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移につきまして、御説明をさせていただきます。

まず一般会計では、前期繰越収支差額 6,858万 9,000円に当期収支差額 1,310万円を加えまして、次期繰越収支差額は 8,169万円となっております。資産合計につきましては1億 3,766万 4,000円となっております、負債合計 344万 8,000円を差し引きまして、正味財産は1億 3,421万 5,000円となり、前年度に比べまして 1,480万 9,000円の増加となっております。

続きまして、収益事業会計では、前期繰越収支差額 751万 8,000円、当期収支差額13万 5,000円を加えまして、次期繰越収支差額は 765万 4,000円となっております。資産合計につきましては 5,564万 7,000円となっております。負債合計は 3,764万 5,000円で、これを差し引きまして、正味財産は 1,800万 2,000円となりまして、前年度に比べまして 312万 1,000円の増加であります。

8ページから24ページまでは決算報告でありまして、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告となっております。

25ページから33ページまでは平成17年度の事業計画並びに予算書でありまして、25、26ページは事業実施方針、事業の概要でありまして、前年度とほぼ同様の計画となっております。27ページから33ページにつきましては、一般会計、収益事業会計に分けて計上されておりました、収入、支出それぞれ1億 9,662万 5,000円という予算になっております。

以上で、簡単ではございますが、織部の里もとすの補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第10号の財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について補足説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、1ページをごらんいただきたいと思います。前年に2年連続の赤字を解消し、平成16年度はさらに維持向上できるよう改善を積み上げましたが、下期の収入の大幅な下降により大きな赤字となっておりますが、増収策と支出削減策を模索し、試行しながら事業を行っておりますが、いまだ課題は残しております。

1の事業の概要につきましては、支出の削減、増収・増益、社員教育、体質改善、組織改革のための会議等を実施しております。

次に6ページには、会議の開催状況を記載しておりまして、理事会が4回、評議委員会が1回開

催されております。その議事につきましては記載のとおりでございますので、お目通しいただきたいと思っております。

次に8ページにつきましては、役職員に関する事項を記載しております。

9ページから13ページにつきましては、決算報告の概要を記載しております。

14ページから44ページまでが決算報告でありまして、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告等となっております。

まず、17ページの収支計算書の方からごらんいただきたいと思っておりますが、一般会計では、前期繰越収支差額は18ページの中段の上に記載しておりますように、マイナスの1,072万3,000円となっております。当期の収支差額は21ページに記載しておりますように、マイナス5万4,000円となっております。これを差し引きまして、次期繰越収支差額はマイナスの1,077万7,000円となっております。これは繰越損失となります。

次に資産合計につきましては、22ページの正味財産増減計算書をごらんいただきますと、資産合計は1,951万5,000円となっております。負債合計は3,934万4,000円、これを差し引きまして1,982万9,000円の減となり、前期繰越正味財産額を加えますと、期末正味財産合計額は3,357万5,000円となります。

44ページ以降は17年度の事業計画並びに予算でありまして、事業計画におきましては、持てる資源を最大に活用し、集客及び売上げの減少傾向の流れをとめ、収支改善を効果的に行うこととし、今年度もさらに工夫・改良を加えた計画として、収入・支出それぞれ3億5,790万円の予算となっております。

以上で、NEO桜交流ランドの補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第11号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について補足説明をさせていただきます。なお、これは根尾のキャンプパークでございます。

まずは事業報告でございますが、これにつきましては、前期まで増加の兆しを感じたものの、8月下旬から10月中旬にかけての台風や週末の雨の影響を受けながらも、期末にはほぼ半年並みの値を達成することができ、利用者数は年間延べ1万6,130人と、過去の実績に比べても2番目に多い集客を得ております。

事業の概要はここに記載のとおりでありまして、2ページから3ページが年間の活動報告ということで記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。イベント活動、その他広報、また支援事業、研修活動等を記載しておりますので、よろしく願いをいたします。会議の開催につきましては、理事会3回、評議委員会1回が開催されております。

次に、4ページから10ページまでが決算報告でありまして、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告となっております。

次に、6ページの中段から下に記載しておりますが、前期繰越収支差額は1,084万円となっております。7ページの下の方の段に記載の当期収支差額は409万1,000円を超えまして、最下段にあります次期繰越収支差額は1,493万1,000円となります。

貸借対照表でござんいただきますと、9ページでございますが、資産合計は6,810万4,000円となっております。負債合計につきましては270万2,000円でありまして、これを差し引きまして、正味財産は6,540万2,000円となります。

次に、11ページから15ページまでは、平成17年度の事業計画並びに収支予算につきまして記載しております。事業計画におきましては、利用者のニーズにこたえられるよう、年間を通して体験イベントや広報宣伝活動を継続的に進め、特にリピーターの確保に努めるべく、年間計画として、収入・支出それぞれ6,888万3,000円の予算となっております。

以上で、簡単でございますが、NEOふるさと財団の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第12号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について補足説明をさせていただきます。

まず営業報告でございますが、1ページから2ページが営業の概要、3ページから4ページにかけて会社の概況、取締役及び監査役、売上分析につきまして記載をしておりますので、御一読ください。

5ページから6ページにかけては会議の開催状況を記載しておりまして、取締役会3回、株主総会が2回開催されております。

当期の業績につきましては、売上高が7,392万円、前年度に比べて4.3%の減であります。営業利益は245万2,000円、営業外収益が281万4,000円でありました。当期純利益は1万4,000円となっております。資産合計は2,744万1,000円となっております。負債合計につきましては1,026万1,000円、これを差し引きまして、正味財産は1,718万円であります。

7ページから13ページまでが決算報告でありまして、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、利益処分案、監査報告となっております。

14ページから21ページにかけては、平成17年度の事業計画並びに収支予算につきまして記載をしております。事業計画につきましては、特産品づくりを通して、農林産業や観光産業等の活性化に努め、活力あるまちづくりの推進に寄与し、顧客満足度100%を目標に掲げ、収入・支出それぞれ7,600万円の予算となっております。

以上で、株式会社うすずみ特産の補足説明をさせていただきます。

議長（白木 健君）

報告第9号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、報告第10号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第11号 NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第12号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類については、以上をもって報告を終わります。

日程第16 議案第36号から日程第19 議案第39号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

議長（白木 健君）

日程第16、議案第36号 本業市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第19、議案第39

号 本巢市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（内藤正行君）

議案第36号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは地方税法等の一部改正に伴い、改正するものでございます。

議案第37号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたこと及び地方公務員災害補償法の規定に準じて、所要の規定を整備するために改正をいたしたものでございます。

議案第38号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたため、改正するものでございます。

議案第39号 本巢市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本巢市出産祝金支給に関する条例第7条の支給決定の取り消し及び返還につきまして、「受給後」を「出産後」に改めるものでございます。

詳細につきましては、各担当部長より御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

議案第36号から議案第38号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長（土川 隆君）

では、議案第36号、37号、38号につきまして、お手元のお配りしてあります本巢市条例改正の概要、別冊になっております。これに基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

6ページをごらんいただきたいと思います。本巢市税条例の一部を改正する条例の概要ということとであります。

1点目といたしまして、第24条についてであります。個人市民税の非課税の範囲の規定ということとあります。非課税範囲の規定中、年齢65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人住民税非課税措置を廃止するものであります。ただし、経過措置として、平成17年1月1日において65歳に達していた者であって、前年の合計所得金額が125万円以下である者については、平成18年度から所得割及び均等割の税額の3分の2を減額するものであります。平成19年度からは、所得割及び均等割の税額の3分の1を減額するものであります。平成20年度からは、すべて減額が廃止されるということとあります。

2点目の第36条の2につきまして、市民税の申告の規定であります。地方税法第317条の6第2項の次に第3項が加えられたことにより条文を整理するものでありまして、追加の内容は、給与支払者が市に提出する給与支払報告書の提出対象者の範囲を、年の途中で退職した者に拡大することにしたということで、ただし、給与支払額が30万円以下の場合は提出しないことができるとした

ものであります。

3点目の第63条の3でございますが、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申し出とした規定でございます。案分した税額の納付する義務を負うのは、震災等が発生した際に住宅用地特例が適用されていた土地について、被災により住宅用地として使用することができない場合であっても、2年間住宅用地とみなして住宅用地特例を適用することにした規定に、避難指示期間が災害発生年の翌年度以降に及んだ場合、避難指示解除後3年度分に至るまでの適用を可能とする規定を加えるものでございます。

4点目ですが、第74条の2、被災住宅用地の申告の規定でございますが、これにつきましても、前記3の同様の適用を可能としたものでございます。

5点目でございますが、附則第8条であります。肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期限を、3年間延長するものであります。「平成18年度まで」を「平成21年度まで」にするということでありまして。

6点目でございますが、附則第10条の3、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例を適用を受けようとする者がすべき申告書等の規定でございます。この適用を受けるため、添付書類を規定した法施行規則附則の改正により、条文の整理をするものでございます。法附則第16条の2の適用規定を改正し、期限を次のとおり延長するものであります。「平成8年度から平成17年度まで」を「平成17年度から平成20年度まで」にするということでございます。

7点目でございますが、附則第15条、これは読替規定ということで、特別土地保有税の非課税適用廃止等による法附則の改正により条文の整理をするものでございます。

8点目ですが、附則第15条の2、特別土地保有税の課税の特例の規定でございます。特別土地保有税は、平成15年度税制改正において新規課税はしないこととされております。一方で、土地の有効利用をする予定のある者について一定期間徴収を猶予し、計画どおり土地の有効利用がなされた時点で納税義務を免除する制度が設けられていますが、これらに係る徴収猶予額が残っている状況であり、徴収猶予の早期処理が可能となるよう見直しを行う法改正により条文の整理をするものでございます。

9点目ですが、附則第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例の規定でございます。土地の短期譲渡等に係る事業所得は他の所得と区分して算定することとされているが、法律の取り扱いが改正されたことにより条文の整理をするものでございます。

10点目といたしまして、附則第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございますが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に伴い、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時的措置法等が廃止されたことにより、関係条文を整理するものでございます。

11点目でございますが、附則第19条の2、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定でございます。特定口座を開設する証券業者等に開設される特定管理口

座において、上場株式等に該当しないことになった日以後、引き続き保管の委託がされている株式につき、株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合、当該特定管理株式を発行した株式会社の精算結了等の事実が発生したときは、当該株式を譲渡したこととみなし、かつ当該株式の譲渡損失とみなすこととする1条を追加するものでございます。

12点目でございますが、附則第19条の3、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例の規定でございます。証券取引所に上場されている株式で、上場等の日において所有期間が3年を超える株式を、同日以後1年以内に証券業者への売り委託等により譲渡した場合の当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の課税の特例が廃止されたことにより、条文の整理をするものでございます。

13点目といたしまして、附則第19条の4、特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例の規定でございます。地方税法附則第35条の2に1項が追加されることにより、条文の整理をするものでございます。

14点目ですが、附則第19条の5、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の規定でございます。附則第19条の2項が削除されたことにより、条文の整理をするものでございます。

15点目ですが、附則第20条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定でございます。附則第19条の2が追加されたことにより、条文の整理をするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第37号につきまして、22ページをごらんいただきたいと思います。

本業市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の概要ということで、1点目の改正趣旨につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

2番目の改正内容でございますが、損害補償金額を算定するために用いる傷病補償表・別表第2、障害補償表・別表第3につきまして一部改正をするものでございます。

1点目といたしまして、手指の障害の等級の改定ということで、一手の示指を失ったものに係る障害の等級を第10級から1級引き下げて第11級（一手の中指または環指を失ったものに係る障害の等級と同一の等級）とし、一手の小指を失ったものに係る障害の等級を第13級から1級引き上げて第12級としたこと。また、これらの改定に伴い、複数の手指を失ったものに係る障害の等級を改定するとともに、手指の用を廃したもの等に係る障害の等級を手指を失ったものの例に準じて改定するものでございます。別表第3関係でございます。

2点目といたしまして、眼の障害の等級の改定でございます。複視に係る障害については、これまで別表第3に定める各等級の障害に相当するもの（いわゆる「準用等級」）とされております。その障害の等級は、正面視するもので複視を生ずるものについて第12級、左右上下視で複視を生ずるものについては第14級とされていたが、同表に正面視で複視を残すもの及び正面視以外で複視を残すものとして掲げることとともに、それらの障害の等級について、それぞれ第10級及び第13級としたということであり、別表第3関係でございます。

申しおくれましたが、複視といいますのは、一つしかないものが二つに見える症状を複視ということであり、複視には両面複視と片面複視の2通りあり、片目で見ると一つに見えるのに両目で見ると二つに見えるのが両面複視で、片目で見ても二つに見えるのが片面複視ということでございます。

3番目といたしまして、その他、所要の用語の整理を行うということでありまして、それぞれ別表第2、別表第3における用語の整理を行うというものであります。振り仮名が打ってあるのを振り仮名をなくしたとか、専門的な用語でございますが、これも改めるということでございます。

3番目といたしまして適用関係ですが、一つといたしまして施行期日等ということで、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の本巢市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成16年7月1日から適用すること。

2番目といたしまして、経過措置として、この条例の施行に関し必要な経過措置を定めるものがございます。

続きまして、議案第38号でございます。30ページをごらんいただきたいと思います。本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の概要ということになります。

1点目の改正趣旨につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

2点目の改正内容についてでございますが、退職報償金の支給額の引き上げということでございます。今回は、階級の中で分団長、副分団長、部長・班長の階級部分について報償金の引き上げを行うということになります。

31ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右側が現行で、左側が改正案ということになります。現行部分において、分団長につきましては、10年以上15年未満が26万4,000円でありましたのが、改正案ということで、2,000円引き上げて26万6,000円ということになります。同じく15年以上20年未満につきまして、35万9,000円を36万1,000円、20年以上25年未満、45万9,000円を46万1,000円、2,000円引き上げるものがございます。以下、副分団長、部長及び班長につきましても、金額の下に線が引いてありますが、このような一律2,000円引き上げというものでございます。今回は部分的な階級についての引き上げということでございます。

適用関係ということで、この条例による改正後の消防団員退職報償金支払額表については、平成17年4月1日以後に退職した非常勤消防団員に適用するというものがございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

議案第39号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長（宇野利数君）

議案第39号につきまして、補足説明をさせていただきます。

本巢市条例改正の概要の一番最後のページでございますが、32ページに新旧対照表をつけております。第7条2号中、「受給後」を「出産後」に改めるものがございますが、これにつきまして

は、提案理由にもございますように、3条との整合を図るものでございます。3条では、支給対象者は出産後1年以上住所を有しているということになっておりますが、第7条2号の支給決定の取り消し及び返還では支給後1年以内となっております。同じ1年でも基準とする日が異なります。そんな関係から、期間的な差異が出るため整合を図らせていただくものでございます。

また附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。また経過措置としましては、この条例の施行前に、この条例による改正前の本巢市出産祝金支給に関する条例の規定により支給した出産祝金の返還については、この条例による改正後の本巢市出産祝金支給に関する条例の相当規定を適用するというところでございます。よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

議案第36号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号 本巢市税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議案第37号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議案第38号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号については、総務常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号 本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議案第39号 本巣市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号については、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 本巣市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例については、環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第40号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第20、議案第40号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減に関する協議についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（内藤正行君）

議案第40号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減についてでございますが、市町村合併に伴いまして、岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数を増減するものでございます。

その内容は、ことし3月27日をもちまして海津町、平田町、南濃町が脱退しまして、3月28日に海津市が加入をいたしました。また4月30日には兼山町が脱退をいたしまして、可児市に合併しております。ことし12月31日をもって柳津町が脱退しまして岐阜市に合併することになっておりますし、18年1月22日をもちまして笠原町が多治見市に合併することになっております。これに伴いまして、市町村数を増減するものでございます。

よろしく御審議くださいます。御議決を賜りますようお願いをいたします。

議長（白木 健君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号については、委員会付託を省略し

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減に関する協議については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減に関する協議についてを採決いたします。

議案第40号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第40号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減に関する協議については、可決することに決定いたしました。

日程第21 議案第41号から日程第23 議案第43号まで（上程・説明）

議長（白木 健君）

日程第21、議案第41号 平成17年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第23、議案第43号 平成17年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（内藤正行君）

議案第41号 平成17年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億2,462万5,000円を減額するものでございます。詳細につきましては、助役より御説明を申し上げます。

議案第42号 平成17年度本巣市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,320万1,000円を増額するものでございます。詳細につきましては、担当部長より御説明を申し上げます。

次に、議案第43号 平成17年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。資本的支出総額217万円を増額するものでございます。詳細につきましては、担当部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

議案第41号の補足説明を助役に求めます。

助役（高木 巧君）

それでは、お手元に配付をされております議案第41号 平成17年度本巣市一般会計補正予算（第

1号)につきまして、補足の説明をさせていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思いますが、歳入歳出予算の補正、第1条関係でございますけれども、ただいま市長の提案説明のとおり、歳入歳出それぞれ7億2,462万5,000円を減額いたしまして、それぞれ168億3,537万5,000円ということにつきましてお願いをするものでございます。詳細につきましては、後ほど事項別明細の方で御説明を申し上げたいと思います。

次に、その下の債務負担行為の補正についてでございますが、恐縮でございます、5ページをお開きをいただきたいと思います。

5ページ、第2表で債務負担行為補正ということでございます。まず、事項欄に書いてございませうとおり、金融機関の本巢市土地開発公社に対する貸付金の債務保証として、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。これは当初予算におきまして、合併支援交付金を財源として一般会計予算より土地を取得することとしておりましたが、県との調整の結果、市の土地開発公社に依頼をして、購入していただく際の債務保証をお願いするものでございます。そこで、期間といたしましては平成17年度から平成25年度まで、それからその右、限度額でございますが、9億円の追加をお願いするものでございます。9億円の積算につきましては、土地購入費と買い戻し期間に係りますところの金利を計上いたしております。買い戻し期間につきましては合併特例債適用期間、実質9年でございますけれども、これを期間計算をいたしております。なお、買い戻し計画につきましては、ストックヤード、給食センター、幼稚園の統合施設、あるいは下水処理場を考えておりますが、事業時期等につきましては、市の総合計画をもとに年度別買い戻し計画を立ててまいりたいと考えております。

6ページをお開きいただきたいと思います。第3表の地方債補正でございますが、これも今に関連するわけでございますけれども、当初予算に計上されております市債のうち、合併特例債は補正前の限度額欄に記載のとおり16億2,600万円、これを補正後の額12億2,310万円、この差4億290万円、これを減額いたすものでございまして、これは合併特例債を充当して整備予定の防災行政無線整備事業に合併支援交付金を充てることに伴う減額でございます。

次に、一般会計歳入歳出補正予算と補正額が大なるものを中心に、事項別明細書により説明を申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。9ページ、歳入でございますが、その一番下の枠の中、県支出金、それから県の補助金、総務費の県の補助金、目でございますけれども、こちらの補正額欄、2億7,582万3,000円につきましては、先ほど來說明申し上げます都築紡工場跡地取得事業に7億円を充当する予定でしたが、防災行政無線整備事業を4億2,417万7,000円に充当することに伴います減額補正でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。10ページの一番下の枠でございますが、款の市債、項の市債の、目の合併特例債、ここで補正額4億290万円、これも先ほど第3表地方債のところ補正の説明をさせていただきましたが、そういうことで説明を省かせていただきます。

次、11ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。下の大きな枠の中の下から二つ目、企画費というところに補正額で 7 億 7,000万円が計上されております。これにつきましても、先般來說明させていただいておりますとおり、工場跡地の土地取得を土地開発公社に委託することによります土地購入費の減額でございます。

大変恐縮ですが、少し飛びまして20ページをお開きいただきたいと思います。20ページの下の枠でございます。教育費の保健体育費の目で体育施設費、ここに増額で補正をお願いする 1,782万 8,000円でございます。これにつきましては、山口自治会内にゲートボール場用地取得に伴う土地の購入費及び関連する諸経費でございます。

22ページ以降につきましては、給与費の明細、あるいは地方債の現在高等の調書が添付してございます。また、お目通しをいただきたいと思います。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

議案第42号及び議案第43号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、議案第42号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、真正地区の国の予算内示が当初予算より多くいただけたことにより補正をさせていただくものでございますので、よろしく申し上げます。

7ページをごらんください。分担金の農業費分担金 1,350万円は、単独分の合わせた事業費の5%分を計上させていただいております。県補助金の農業費補助金1億 3,130万円は、補助事業費2億 6,260万円の50%を計上させていただいております。市債の農業集落排水事業債1億 2,760万円は、補助分で1億 1,810万円、単独分で950万円の内訳になってございます。

8ページをごらんください。歳出の方でございますが、神海地区の委託料 267万 3,000円は、工事に向けまして樽見鉄道と協議していきたく、踏切横断の推進工事15メートル分の設計と土質委託料の費用を計上させていただいております。次に真正地区の工事請負費、2億 6,970万円でございますが、これにつきましては、真正地区内の更屋敷、神明、旦内、宗慶、軽海、十四条、小柿地内の管路布設工事で、延長的には約 3.7キロほどを予定しております。

続きまして、議案第43号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

2ページを見ていただきたいと思います。資本的支出の配水設備拡張費 217万円は、真正の軽海地内の下水道工事に伴いまして水道管を拡張する工事でございます。延長的には 120メートル分を計上させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

議長（白木 健君）

これをもって議案に対する補足説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案第41号から議案第43号までについては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてから議案第43号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第24 議員派遣について

議長（白木 健君）

日程第24、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、本巢市議会会議規則第161条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

なお、議長に提出された地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についてと地方議会制度の充実強化に関する意見書については、付託表のとおり議長から総務常任委員会に審査を付託します。

各常任委員会に付託しました議案の審査付託表がお手元に配付してあります。念のため、各常任委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務常任委員会は6月16日午前9時から本庁舎3階第1委員会室、産業建設常任委員会は6月16日午後1時30分から糸貫分庁舎2階特別会議室、環境福祉常任委員会は6月17日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室、文教常任委員会は6月17日午後1時30分から真正分庁舎3階第1委員会室といたします。

散会の宣告

議長（白木 健君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日、6月15日午前9時から議会全員協議会を開催いたしますので、御参集ください。

なお、6月15日から21日までは休会とし、6月22日午前9時から本会議を開会し、一般質問を行いますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

